

独立行政法人国立成育医療研究センター一年度計画

平成24年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センターの年度計画を次のとおり定める。

平成24年3月26日

独立行政法人国立成育医療研究センター

理事長 加藤 達夫

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 研究・開発に関する事項

平成22年度より開始した臨床研究センターを中心として、病院及び研究所から企画・立案された臨床研究を迅速に推進・実施する。

また、高度先駆的医療の研究・開発においては、前臨床研究・臨床研究を経て、実用化し普及させるための協力体制を構築していく。

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所、臨床研究センターと病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、グラウンドラウンド等を共同開催する。

平成24年度は、研究所、臨床研究センターと病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して12%増加させる。また、研究所、臨床研究センターと病院による調整を行い、新規共同研究数を平成21年度に比べ18%増加させる。

② 産学官等との連携強化

企業等の産業界、大学等の研究機関との研究に関する連携強化を引き続き

図る。独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設等との治験実施等の推進を図るために導入された医薬品等治験基盤整備事業による小児治験ネットワークを機能させる。

平成24年度は企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、平成21年度に比して6%増加させる。

③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための委員会において、企画及び評価を実施するとともに、さらにこれらを検証し、より有効な評価体制の構築に努める。

④ 知的財産の管理強化及び活用推進

センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制を確立し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能強化を図る。また、平成23年度に設置した外部専門家による知的財産相談窓口を充実させ、職務発明申請案件の新規性、進歩性の相談を推進させる。

平成24年度は、センターとして職務発明委員会における審査件数を、平成21年度に比して12%増加させる。

(2) 病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成24年度は、臨床研究センターを中心に治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を交えた臨床研究支援部門において、新規医師主導治験や高度医療制度を念頭においた新規臨床治験の立案を開始する。

また、治験申請から症例登録 (First patient in) までの期間を平均110日以内とする。

② 倫理性・透明性の確保

臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。

この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。

また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については

順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。

具体的な平成24年度計画については、別紙1に記述する。

2. 医療の提供に関する事項

成育医療における高度先駆的医療の提供を推進するとともに、小児・周産期医療の均てん化、標準化に努める。

また、小児・周産期患者及びその家族の立場を考慮した良質かつ安全な医療を推進する。

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的な医療の提供

病院・研究所が協力し、生体肝移植・小腸移植および脳死肝移植・脳死分割肝移植・小腸移植や肝細胞移植、胎児治療等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

成育疾患における最新の知見に基づいた医療を提供するとともに、その普及に努める。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供

① 患者等参加型医療の推進

患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者ととともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。また、前方及び後方医療連携業務における紹介元医療機関への返書などの進捗管理及び紹介元医療機関リストの作成・管理に努める。

平成24年度は、高度在宅医療の対象者への在宅移行支援や育児・子育て支援を中心とした患者相談窓口、情報コーナーを整備する。

また、セカンドオピニオン外来の充実を図り、50件以上の実施を目指す。

さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。

② チーム医療の推進

診療科の枠を超えた複数科による横断的な診療体制を更に推進するとともに、様々な職種との連携を行い、発達に関するリスクを抱えた小児を継続的に評価（フォロー）するための発達評価外来の充実を図ることにより、チーム医療を推進する。

また、複数の職種から構成される院内合同カンファレンスを年に400回以上実施する。

③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供

患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）の充実を図り、平成24年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平成21年度に比して、3%増加させる。

また、重複の障害をもつ患者や高度在宅医療を必要とする患者・家族への在宅移行支援を推進する。

④ 医療安全管理体制の充実

医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。

また、医療安全研修を見直すとともに、eラーニングによる研修を含めた研修受講率を80%以上とするよう努める。

⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

病院機能評価の受審について検討を開始するとともに、国立病院機構と同様の患者満足度調査の他、小児科及び産科を対象とした当センター独自の患者満足度調査についても引き続き実施し、調査結果について分析を行う。

(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

① 子どもの心の診療

子どもの心の診療ネットワーク事業に参加している地域及び病院との連携を密にし、ネットワークの推進を図るとともに、医師やコメディカルスタッフに対して研修を行う。

また、東日本大震災により被災し転出を余儀なくされた児童への心のケアや心の問題及びその支援のあり方について研修や提言を行う。

② 周産期・小児医療における中核的な役割

MFICU（母体胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）の活用並びにGCU（新生児強化治療室）の増床を行い、母児に対するハイリスク妊娠をより積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たす。

小児医療においては、高度先進的な小児医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、小児救急医療における中核的な役割を果たして社会問題となっている小児救急医療体制の強化を図る。また、小児医療の進歩により増加している、慢性的な病態を抱えた患児に対する医療体制のモデル構築に向けて検討を開始する。

3. 人材育成に関する事項

（1）リーダーとして活躍できる人材の育成

研究所は成育医療研究における優れた人材育成を目指し、センター内外から長期的かつ統括的観点から幅広い育成を図るとともに、積極的に人材育成の場を提供する。

また、病院は成育医療に精通した先駆者的かつリーダー的人材の育成を図り、これら人材を全国に輩出することによって、日本における成育医療の均てん化を推進する。

（2）モデル的研修・講習の実施

成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象とした最新の成育医療情報を発信する研修・講習を企画・実施する。

成育医療全域における最新の医療情報を積極的に提供する各種研修・講演会等を、センター外の医療従事者等を対象に年間20回以上開催する。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

（1）ネットワーク構築の推進

国内全域の中核的医療機関等との診療科を超えた継続的な連携と協力を保ち

ながら、最新情報や技術をセミナー等において全国に発信・公開することにより、確固たるネットワークの維持を図る。

(2) 情報の収集・発信

成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ、メールマガジン等を通じて、小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報を提供するとともに、日本語版・英語版のセンターパンフレットの充実を図る。

成育疾患の均てん化のため、平成23年度までに整備が進んだテレビ会議システム等を活用した情報発信を一層充実させる。

5. 国への政策提言に関する事項

成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に引き続き取り組むとともに、関連医療機関及び学会等と協力し、科学的見地から専門的提言を行う。

6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

センター内の危機管理体制を強化するとともに、危機管理マニュアル（災害対応）の更新を行う。

(2) 国際貢献

研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。

また、外国人研究者等の受入れを行う。

海外からの入院・治療の紹介及び依頼に対応するため、諸外国との英語による連携対応窓口の整備に努める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

ガバナンスの強化及びセンターとしての使命を果たすことができるよう、平

成23年度に見直しを行った組織配置により、組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、センターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるように運営を行う。

① 副院長複数制の導入

平成22年度に設置した特命事項を担う副院長について、引き続きその体制を維持するとともに、新たな特命事項を担う副院長が必要かの検討を行う。

② 事務部門の改革

事務部門については、平成23年度途中に見直した配置により、さらなる効率的・効果的な運営に努める。

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成24年度の損益計算において、経常収支率を101%以上とするよう経営改善に取り組む。

① 給与制度の適正化

給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう更に検討を行う。

② 材料費の節減

材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、使用医薬品の集約に一層取り組む。さらに在庫定数の見直しなど在庫管理の適正化を推進し費用の節減を図る。

③ 一般管理費の節減

平成24年度においても引き続き一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めることとし、平成21年度に比して、15%以上の節減に努める。

④ 建築コストの適正化

建設資材等の仕様が適正であるかの検証を行うことにより、コストの削減に取り組む。

⑤ 収入の確保

医業未収金については、引き続き新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。

また、診療報酬請求業務については、診療報酬委員会におけるレセプト点検体制の充実を図り、引き続き適正な診療報酬請求事務の推進に努める。

2. 電子化の推進

(1) 電子化の推進による業務の効率化

センター内外で利用する文書の電子化・管理強化を図る。

また、平成23年度に設置した情報管理部を適切に運営することにより、引き続き情報解析及びセキュリティ管理体制の充実を図る。

(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施

引き続き財務会計システムの確実な稼働を図ることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制確立のため、監査室による内部監査を実施するとともに、監事による業務監査及び監査法人による外部監査を実施し連携強化を図る。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化の強化を図り、その取組状況を公表する。

第3 予算、収支計算書及び資金計画

1. 自己収入の増加に関する事項

寄附や受託研究の受け入れ等による外部資金の獲得を一層推進する。

2. 資産及び負債の管理に関する事項

平成24年度においても長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の残高）を減少させる。

(1) 予 算 別紙2

(2) 収支計画 別紙3

(3) 資金計画 別紙4

第4 短期借入金の限度額

1. 限度額 2, 100百万円
2. 想定される理由
 - (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
 - (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
 - (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する事項

自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。

2. 人事システムの最適化

課長相当職以上の業績評価制度を実施するとともに、一般職員、年俸制職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価する。また、評価結果を職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る。

非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う。

女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

3. 人事に関する方針

(1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に

十分配慮していく。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。

また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

(2) 指針

安全で良質な医療の提供に支障が生じないように、適正な人員配置に努める。

技能職については、外部委託の推進に努める。

4. その他の事項

センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成し、センター内の周知を図る。

また、センターの業務実績についての情報開示をホームページにて行う。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見を直接聞く場を設ける。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1）

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。

平成24年度においては、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態のさらなる柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成24年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を3%増加させる。

2. 具体的方針

（1）疾病に着目した研究

① 成育疾患の本態解明

厚生労働科学研究費補助金においてゲノム解析拠点整備事業が採択されたことを受け、新型シーケンサーを用いて反復胞状奇胎、性分化疾患、分類不能型免疫不全症、先天奇形症候群など200例以上の成育難病疾患患者遺伝子試料を解析し、新規疾患関連遺伝子変異の発見に努める。

② 成育疾患の実態把握

胎児期から長期に渡って児の追跡調査研究を行った成育コホート研究における結果の解析を引き続き進める。

平成23年度に網羅的ゲノム解析について倫理委員会での承認が得られたため、参加者1,200家族の中から、より多くのゲノム遺伝子試料を収集し、解析に着手する。

③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進

慢性肉芽腫症について、厚生科学審議会科学技術部会遺伝子治療臨床研究作業委員会の承認を経て、第一例の遺伝子治療を開始する。

また、胎児横隔膜ヘルニアにおける気管閉塞術を用いた胎児治療を開始する。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

引き続き成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成24年度においては、新型シーケンサーを用いた網羅的遺伝子解析に着手する。

平成23年度までに基礎研究に使用するヒトES細胞株4株、特に平成23年度に樹立した異種成分を使用しないヒトES細胞の医薬品としての使用可能性について検討を行う。

また、平成24年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）実施件数の合計数において130件以上を目指す。

（2）均てん化に着目した研究

① 医療の均てん化手法の開発の推進

成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインについて、作成・製本化が完了した周産期診療部門のガイドラインに引き続き、小児診療部門についても実用性の高いガイドラインの作成について検討を開始する。

また、人材育成ツールの開発に資するシステムツールの開発を目指すとともに、平成22年度に作成した医療安全マニュアルに基づいたeラーニングによる理解度把握を実施する。

② 情報発信手法の開発

ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進

ホームページ、パンフレット等、各部署が行なう一般向けの情報発信について、平成23年度に行った事業を基本に、更なる国内外における最新の情報発信手法の取り入れの可能性について研究しつつ改善を図る。

イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進

小児・新生児・周産期医療の不採算部門に対する調査並びに医療費の適正化に資する政策提言を行っていく。

ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進

ホームページを介しての情報提供を引き続き推進する。特に妊娠と薬情報センターでは全国の拠点病院との連携並びに電話対応の推進により相談業務の拡充を図る。

また、女性総合外来を中心とした、不妊・不育や合併症妊娠など、母性医療に関する情報提供についても引き続き推進する。

平成 2 4 年度予算

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>4,405</u>
施設整備費補助金	<u>451</u>
長期借入金等	<u>0</u>
業務収入	<u>16,898</u>
その他収入	<u>1,000</u>
計	<u>22,753</u>
支出	
業務経費	<u>18,450</u>
施設整備費	<u>1,189</u>
借入金償還	<u>683</u>
支払利息	<u>114</u>
その他支出	<u>1,504</u>
計	<u>21,940</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

平成 2 4 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>20,928</u>
經常費用	<u>20,928</u>
業務費用	20,807
給与費	9,739
材料費	4,303
委託費	1,830
設備関係費	2,629
その他	2,305
財務費用	114
その他經常費用	7
臨時損失	<u>0</u>
収益の部	<u>21,262</u>
經常収益	<u>21,262</u>
運営費交付金収益	4,130
資産見返運営費交付金戻入	127
補助金等収益	395
資産見返補助金等戻入	143
寄付金収益	0
資産見返寄付金戻入	33
施設費収益	0
業務収益	16,323
医業収益	15,404
研修収益	8
研究収益	911
土地建物貸与収益	24
宿舍貸与収益	75
その他經常収益	11
財務収益	2
臨時利益	<u>0</u>
純利益	334
目的積立金取崩額	0
総利益	334

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成24年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>27,430</u>
業務活動による支出	<u>18,564</u>
研究業務による支出	1,074
臨床研究業務による支出	2,132
診療業務による支出	12,803
教育研修業務による支出	1,482
情報発信業務による支出	167
その他の支出	905
投資活動による支出	<u>2,189</u>
財務活動による支出	<u>1,187</u>
翌年度への繰越金	<u>5,490</u>
資金収入	<u>27,430</u>
業務活動による収入	<u>21,303</u>
運営費交付金による収入	4,405
研究業務による収入	0
臨床研究業務による収入	1,078
診療業務による収入	15,421
教育研修業務による収入	8
その他の収入	392
投資活動による収入	<u>1,451</u>
施設費による収入	451
その他の収入	1,000
財務活動による収入	<u>0</u>
前年度よりの繰越金	<u>4,677</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。